

令和8年第1回定例会6月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

議案第 4 7 号	西明石地域交流センター条例制定のこと
〃 第 4 8 号	明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
〃 第 4 9 号	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
〃 第 5 0 号	明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定のこと
〃 第 5 1 号	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
〃 第 5 2 号	令和 8 年度明石市土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第 1 号）専決処分につき承認を求めること
〃 第 5 3 号	令和 8 年度明石市一般会計補正予算（第 1 号）
〃 第 5 4 号	明石市立市民会館熱源新設工事請負契約のこと
〃 第 5 5 号	明石市新ごみ処理施設整備・運営事業整備工事請負契約のこと
〃 第 5 6 号	明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約のこと
〃 第 5 7 号	明石クリーンセンター破碎選別施設プラント設備保全工事請負契約のこと
〃 第 5 8 号	明石市営東二見駅北住宅 2 号棟外壁ほか改修工事請負契約のこと
〃 第 5 9 号	物品処分のこと
報告第 7 号	議決事項一部変更専決処分につき報告のこと
〃 第 8 号	議決事項一部変更専決処分につき報告のこと
〃 第 9 号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃 第 1 0 号	令和 7 年度明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告のこと
〃 第 1 1 号	令和 7 年度明石市財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告のこと
〃 第 1 2 号	令和 7 年度明石市水道事業会計予算繰越計算書報告のこと
〃 第 1 3 号	令和 7 年度明石市下水道事業会計予算繰越計算書報告のこと

〃 第 1 4 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（2026 年度事業計画）報告のこと

1 要 旨

多様な人々が集い、学び、活動し、及び創造し、並びにつながりが生まれる拠点を整備することにより、地域の交流及び活性化を推進するため、本市に西明石地域交流センター（以下「センター」という。）を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 名称及び位置

名称 西明石地域交流センター i c o t t o

位置 明石市西明石南町3丁目2番60号

(2) 実施事業

ア 市民の憩い、交流及び活動の場の提供に関すること。

イ 市民の健康及び福祉の増進に関すること。

ウ 市民の教養及び文化の向上に関すること。

エ 市民の図書の利用及び活用の促進に関すること。

オ その他市長が必要と認める事業

(3) 施設の使用料

施設の区分等			使用料（２時間につき）
多目的 ホール	全面使用	平日	２，６００円
		休日	３，８００円
	Ａ・Ｂ・Ｃの いずれか１面使用	平日	９００円
		休日	１，３００円
多目的 室	多目的室１・２・３		１，７００円
	多目的室４		１，５００円
会議室			６００円

スタジオ	1, 800 円
トレーニングルーム	400 円

※営利を目的として入場料等を徴収する場合又は商品の展示若しくは販売を行う場合の使用料は、表に掲げる使用料の6倍相当額とする。

(4) 附属設備の使用料

1種類1回又は2時間につき10,000円以内で規則で定める額

(5) 自転車駐輪場及び二輪車駐車場の使用料

使用時間	自転車駐輪場	二輪車駐車場
3時間以内	無料	
3時間を超え9時間以内	100 円	400 円
9時間を超え24時間以内	500 円	1, 500 円
24時間を超える場合	24時間につき 500 円	24時間につき 1, 500 円

(6) 指定管理者による管理

地方自治法の規定に基づく指定管理者にセンターの管理を行わせるとともに、センターの利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

(7) 廃止する条例

センターの設置に伴い、明石市立中高年齢労働者福祉センター条例を廃止する。

(8) その他所要の整備

使用の許可、使用条件等を規定

3 施行期日

規則で定める日。ただし、施行の日前における準備行為はすることができる。

1 要 旨

部活動指導業務手当について、兵庫県の取扱いに準じて支給額を改定するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 部活動指導業務手当の額を増額する。

(現行) 2, 7 0 0 円

(改正) 3, 9 0 0 円

(2) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 4 9 号

明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

地方税法の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

引用法令の条項移動に伴う規定の整備を図る。

（現行） 地方税法附則第5条の4の2第5項

（改正） 地方税法附則第5条の4第5項

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 8 年度分の保険料の減免について特例を設けようとするもの。

2 内 容

令和 8 年度の介護保険料算定に係る特例措置を受ける者のうち、令和 7 年度分の市町村民税が課されていない者であって、当該特例措置を受けることにより令和 8 年度の介護保険料算定において市町村民税が課されているとみなされるもの等がいる場合の第 1 号被保険者の保険料について、申請によらずに減免を行うことができる特例を設ける。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

開発事業により新たに整備される藤江中畑地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めようとするもの。

2 内 容

建築物の制限を適用する区域に、藤江中畑地区地区整備計画の区域を追加し、当該区域に次に掲げる制限を定める。

建築してはならない建築物	(1) 共同住宅又は長屋で、1戸当たりの住戸専用面積が40㎡未満のもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
敷地面積の最低限度	100㎡
建築物の外壁等と敷地の境界線の距離	0.5m以上 ※軒の高さが2.3m以下で床面積が5㎡以内の物置等を除く。
高さの最高限度	10m

3 施行期日

公布の日

議案第 5 2 号

令和 8 年度明石市土地区画整理事業清算金特別会計補正
予算（第 1 号）専決処分につき承認を求めること

今回の補正は、令和 7 年度収支不足額の繰上充用を、事務処理上急を要したため、専決処分により措置したもので、その承認を求めるもの。

〔 補正額 500 千円 補正後 501 千円 〕

歳 入

西明石(鳥羽新田地区)清算金 500 千円 換 地 清 算 金 収 入 500 千円

歳 出

繰 上 充 用 金 500 千円 前年度繰上充用金 500 千円

今回の補正は、歳出で、平成 2 5 年に国が行った生活扶助基準引き下げに係る令和 7 年最高裁判決に伴う生活保護費等の追加給付のための経費や市道明石中央 6 3 号線歩行者空間整備に係る設計費などを追加するとともに、歳入では、国庫支出金などを追加等するもの。

〔 補正額 657,880 千円 補正後 152,166,374 千円 〕

歳 入

国庫支出金	686,100 千円	民生費国庫負担金	438,000 千円
		民生費国庫補助金	48,700 千円
		土木費国庫補助金	189,400 千円
		教育費国庫補助金	10,000 千円
繰越金	146,180 千円	前年度繰越金	146,180 千円
市債	△174,400 千円	土木債	△174,400 千円

歳 出

扶助費	584,000 千円	生活保護運営事業費	584,000 千円
		(最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付)	
物件費	58,700 千円	生活保護管理事業費	48,700 千円
		(最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付(事務費))	
		明石商業高等学校 管理事業費	10,000 千円
		(デジタル分野の人材育成に必要な環境整備)	
投資的経費	15,180 千円	明石駅周辺地区 整備事業費	15,180 千円
		(市道明石中央 63 号線歩行者空間整備詳細設計)	

議案第 5 4 号

明石市立市民会館熱源新設工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
市民会館熱源新設工事	管工事一式	明石市立市民会館熱源新築に係る建築、機械設備工事

2 請負金額 金 1 7 3 , 8 0 0 , 0 0 0 円

3 相 手 方 明石市魚住町長坂寺 3 8 5 番地の 5
スズキ建設工業株式会社
代表取締役 鈴 木 健 司

(参考)

工事期限 令和 9 年 1 月 1 5 日

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
ごみ処理施設建設 工事	建設工事一式	明石市新ごみ処理施設新築に 係る建築、土木、電気設備、機 械設備及び外構工事

2 請負金額 金 45, 133, 440, 000円

3 相手方 川重・村本特定建設工事共同企業体

代表構成員 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

川崎重工業株式会社 神戸工場

エネルギーソリューション&マリンカンパニー企画

本部長 桑 田 俊 夫

4 支払条件 令和 8年度 無

令和 9年度 金 1, 017, 060, 000円以内

令和10年度 金 4, 331, 580, 000円以内

令和11年度 金 8, 849, 940, 000円以内

令和12年度 金 30, 886, 130, 000円以内

令和13年度 残 額

(参考)

工事期限 令和13年7月31日

議案第 5 6 号

明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請
負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
焼却施設プラント 設備保全工事	保全工事一式	燃焼設備保守、通風設備保 守、灰出し設備保守

2 請負金額 金 5 1 5 , 9 0 0 , 0 0 0 円

3 相 手 方 東京都品川区大崎 1 丁目 5 番 1 号大崎センタービル
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 石 倭 行 人

4 支払条件 令和 8 年度 金 2 0 9 , 4 5 5 , 4 0 0 円以内
令和 9 年度 残 額

(参考)

工事期限 令和 1 0 年 3 月 1 0 日

議案第 5 7 号

明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
破砕選別施設プラント設備保全工事	保全工事一式	受入・供給設備保守、破砕設備保守、搬送設備保守、選別設備保守、再生設備保守、集じん設備保守

2 請負金額 金 206,800,000円

3 相手方 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

川崎重工業株式会社 神戸工場

エネルギーソリューション&マリンカンパニー企画本

部長 桑 田 俊 夫

(参考)

工事期限 令和9年3月10日

議案第 5 8 号

明石市営東二見駅北住宅 2 号棟外壁ほか改修工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
市営住宅改修工事	建築工事一式	外壁改修、屋上及び塔屋屋根 防水改修

2 請負金額 金 1 4 7 , 4 5 5 , 0 0 0 円

3 相 手 方 明石市大久保町西島 4 2 0 番地の 4
有限会社今里工務店
代表取締役 西 登 美 雄

(参考)

工事期限 令和 9 年 3 月 1 0 日

1 要 旨

明石市立の小学校等で学習に供するためのG I G Aスクール端末等を更新したことに伴い、使用済のG I G Aスクール端末等を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもの。

2 処分しようとする物品の表示

名 称	数 量	備 考
明石市使用済G I G A スクール端末等	22,300台	i P a d第7世代 w i - f i モ デル、キーボード付カバー等

3 処分価格 金 108,284,000円

4 処分の相手方 広島県福山市箕沖町106番5

株式会社イー・アール・ジャパン

代表取締役 乗 常 久 志

1 要 旨

令和6年第2回定例会9月議会において議決を受けた山手環状線（大窪一西工区）道路新設工事請負契約について、水利組合との協議の結果、仮設排水管の設置が不要となったことから、請負金額を減額する必要が生じたことに伴い、令和8年2月11日専決処分により一部変更したので、報告するもの。

2 内 容

請負金額の変更

（変更前） 金 199,861,200円

（変更後） 金 197,694,200円 （2,167,000円減額）

（参考）

相手方 株式会社金田土木

工事期限 令和9年3月10日

1 要 旨

令和6年第2回定例会9月議会において議決を受けた山手環状線（大窪一東工区）道路新設工事請負契約について、側溝の新設を予定していた一部区間において、既設の側溝を流用できることとなったことから、請負金額を減額する必要が生じたことに伴い、令和8年3月14日専決処分により一部変更したので、報告するもの。

2 内 容

請負金額の変更

（変更前） 金 207,474,300円

（変更後） 金 205,411,800円 （2,062,500円減額）

（参考）

相 手 方 カワイハウジング株式会社

工事期限 令和9年3月10日

1 要 旨

道路上の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年5月12日専決処分したので、報告するもの。

2 内 容

(1) 損害賠償額 金 94,332円

(2) 相手方 明石市在住の個人

(3) 事故の内容 令和7年10月26日明石市大久保町大窪882番地の5地先の道路上において、相手方乗用車が店舗の駐車場へ進入しようとした際、街渠柵のコンクリートが破損して生じた段差に車体下部が接触し、損害を与えたもの。

報告第 10 号

令和7年度明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告のこと

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	金額 (繰越限度額)	繰越額
1 電子計算処理システム管理運営事業	390,000	389,206
2 車両管理事業	5,000	4,423
3 北庁舎（旧保健センター）維持管理事業	4,000	3,751
4 市役所新庁舎建設事業	24,000	19,327
5 戸籍事務事業	2,000	1,980
6 住民基本台帳事務事業	8,000	7,588
7 物価高対応子育て応援手当支給事業	31,000	30,500
8 ごみ収集車両購入事業	12,000	10,367
9 農業委員会運営事業	1,000	638
10 土地改良事業	4,000	3,938
11 沿岸漁場整備・構造改善事業	86,000	85,650
12 プレミアム付きデジタル商品券事業	471,000	470,600
13 天文科学館施設維持管理事業	307,000	304,240
14 街路灯維持管理事業	33,000	9,117
15 道路新設改良事業	226,000	226,000
16 放置自転車対策事業	8,000	7,619
17 交通安全施設整備事業	436,000	358,174
18 西明石活性化プロジェクト事業	925,000	672,712
19 明石駅周辺地区整備事業	97,000	97,000
20 交通政策事業	18,000	17,833
21 大久保駅前土地区画整理事業	18,000	17,604
22 街路整備事業	235,000	198,832
23 都市公園安全・安心対策事業	108,000	107,782
24 市営住宅整備事業	51,000	50,016
25 消防施設整備事業	161,000	1,468
26 消防車両整備事業	11,000	10,787
27 小学校施設整備事業	1,659,000	1,651,163
28 中学校施設整備事業	536,000	533,663
29 幼稚園施設整備事業	40,000	34,000
30 特別支援学校教育振興事業	11,000	10,417
31 水道事業会計繰出金	26,000	25,500
合 計	5,944,000	5,361,895

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき明石市財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

款	事業名	金額 (繰越限度額)	繰越額
1 藤江村財産区費	財産管理運営事業	10,000	10,000
2 大窪村財産区費	財産管理運営事業	22,000	22,000
合 計		32,000	32,000

地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定に基づき明石市水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。

建設改良費繰越額

単位：円

款	項	事 業 名	繰 越 額
資本的支出	建設改良費	第 4 次整備事業費	1,374,930,000
		老朽管整備事業費	395,325,000
		建設改良事業費	40,293,000
		固定資産購入費	23,000,000
合 計			1,833,548,000

事故繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
水道事業費用	営業費用	総係費	9,699,000
資本的支出	建設改良費	第 4 次整備事業費	1,987,920,000
合 計			1,997,619,000

地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定に基づき明石市下水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。

建設改良費繰越額

単位：円

款	項	事 業 名	繰 越 額
資本的支出	建設改良費	管渠整備費	527,000,000
		ポンプ場整備費	225,000,000
		処理場整備費	735,000,000
合 計			1,487,000,000

報告第 1 4 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（2026年度事業計画）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の2026年度の事業計画書を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。